

平成19年3月期 個別中間財務諸表の概要

平成18年11月20日

上場会社名 株式会社 筑邦銀行

上場取引所

福岡証券取引所

コード番号 8398

本社所在都道府県

福岡県

(URL <http://www.chikugin.co.jp/>)

代表者 取締役頭取 山下 洋

問合せ先責任者 執行役員総合企画部長 龍 憲一

TEL (0942) 32 - 5353

決算取締役会開催日 平成18年11月20日

配当支払開始日 平成18年12月8日

単元株制度採用の有無 有 (1単元 1,000株)

1. 18年9月中間期の業績(平成18年4月1日～平成18年9月30日)

(1) 経営成績

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益	経常利益	中間(当期)純利益	1株当たり中間(当期)純利益
18年9月中間期	6,504 百万円 (0.6)%	675 百万円 (6.8)%	421 百万円 (8.0)%	6円76銭
17年9月中間期	6,465 (0.7)	725 (2.8)	390 (2.6)	6 25
18年3月期	12,923	1,623	925	14 84

(注) 期中平均株式数 18年9月中間期 62,310,541株 17年9月中間期 62,342,898株
18年3月期 62,333,699株

会計処理の方法の変更

無

経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率。

比率については小数点第1位未満を、1株当たり指標については単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。以下、同様であります。

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率(注1)	1株当たり純資産	単体自己資本比率(国内基準)(注2)
18年9月中間期	560,760 百万円	32,895 百万円	5.8%	527円96銭	9.03%
17年9月中間期	556,490	32,588	5.8	522 77	9.31
18年3月期	556,439	33,207	5.9	532 89	9.17

(注) 期末発行済株式数 18年9月中間期 62,306,183株 17年9月中間期 62,336,532株
18年3月期 62,316,160株

期末自己株式数 18年9月中間期 184,017株 17年9月中間期 153,668株
18年3月期 174,040株

(注1) 「自己資本比率」は、(中間期末純資産の部合計 - 中間期末新株予約権)を中間期末資産の部の合計で除して算出しております。

(注2) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号)」に基づき算出しております。

2. 19年3月期の業績予想(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益
通期	13,300 百万円	1,500 百万円	900 百万円

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 14円44銭

3. 配当状況

・現金配当	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
18年3月期	2.50	2.50	5.00
19年3月期(実績)	2.50		5.00
19年3月期(予想)		2.50	

上記2.19年3月期の業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき判断したものであり、実際の業績はこれらの予想数値と異なる結果となる可能性があります。業績予想の前提条件その他の関連する事項につきましては、添付資料の5ページを参照して下さい。

個別中間財務諸表等

比較中間貸借対照表

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)(A)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)(B)	比 較 (B)-(A)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)(C)	比 較 (B)-(C)
(資産の部)					
現金預け金	55,627	35,700	19,927	32,322	3,378
買入金銭債権	80	73	7	80	7
商品有価証券	384	283	101	335	52
有価証券	106,962	119,547	12,585	110,892	8,655
貸出金	377,782	388,882	11,100	395,332	6,450
外国為替	388	373	15	558	185
その他資産	1,469	1,556	87	3,757	2,201
動産不動産	9,526		9,526	9,441	9,441
有形固定資産		9,323	9,323		9,323
無形固定資産		763	763		763
繰延税金資産	1,212	1,975	763	1,196	779
支払承諾見返	9,612	9,640	28	9,679	39
貸倒引当金	6,557	7,358	801	7,157	201
資産の部合計	556,490	560,760	4,270	556,439	4,321

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)(A)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)(B)	比 較 (B)-(A)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)(C)	比 較 (B)-(C)
(負債の部)					
預 金	500,692	503,675	2,983	505,495	1,820
譲 渡 性 預 金	8,421	9,350	929	2,990	6,360
外 国 為 替	0	0	0	0	0
そ の 他 負 債	1,600	1,695	95	1,498	197
退 職 給 付 引 当 金	1,751	1,690	61	1,753	63
再評価に係る繰延税金負債	1,823	1,813	10	1,813	0
支 払 承 諾	9,612	9,640	28	9,679	39
負債の部合計	523,901	527,865	3,964	523,231	4,634
(資本の部)					
資 本 金	8,000			8,000	
資 本 剰 余 金	5,759			5,759	
資 本 準 備 金	5,759			5,759	
利 益 剰 余 金	12,604			12,999	
利 益 準 備 金	2,724			2,724	
任 意 積 立 金	8,800			8,800	
中間(当期)未処分利益	1,080			1,474	
土地再評価差額金	2,216			2,201	
その他有価証券評価差額金	4,083			4,333	
自 己 株 式	76			86	
資本の部合計	32,588			33,207	
負債及び資本の部合計	556,490			556,439	
(純資産の部)					
資 本 金		8,000			
資 本 剰 余 金		5,759			
資 本 準 備 金		5,759			
利 益 剰 余 金		13,264			
利 益 準 備 金		2,724			
その他利益剰余金		10,540			
別 途 積 立 金		9,500			
繰越利益剰余金		1,040			
自 己 株 式		91			
株 主 資 本 合 計		26,933			
その他有価証券評価差額金		3,760			
土地再評価差額金		2,201			
評価・換算差額等合計		5,962			
純資産の部合計		32,895			
負債及び純資産の部合計		560,760			

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間損益計算書

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	前 中 間 会 計 期 間	当 中 間 会 計 期 間	比 較 (B)-(A)	前 事 業 年 度 の 要 約 損 益 計 算 書
	自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日(A)	自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日(B)		自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日
経 常 収 益	6,465	6,504	39	12,923
資 金 運 用 収 益	5,088	5,256	168	10,086
(うち貸出金利息)	(4,498)	(4,486)	(12)	(8,912)
(うち有価証券利息配当金)	(582)	(736)	(154)	(1,157)
役 務 取 引 等 収 益	974	947	27	1,945
そ の 他 業 務 収 益	40	20	20	50
そ の 他 経 常 収 益	362	280	82	840
経 常 費 用	5,740	5,829	89	11,300
資 金 調 達 費 用	88	143	55	164
(うち預金利息)	(86)	(141)	(55)	(161)
役 務 取 引 等 費 用	387	384	3	772
そ の 他 業 務 費 用	13	33	20	58
営 業 経 費	4,090	4,146	56	8,038
そ の 他 経 常 費 用	1,161	1,120	41	2,266
経 常 利 益	725	675	50	1,623
特 別 利 益	0	0	0	1
特 別 損 失	93	5	88	105
税引前中間(当期)純利益	631	670	39	1,519
法人税、住民税及び事業税	364	639	275	880
法 人 税 等 調 整 額	122	389	267	286
中 間 (当 期) 純 利 益	390	421	31	925
前 期 繰 越 利 益	620			620
土地再評価差額金取崩額	70			84
自己株式処分差損	0			0
中 間 配 当 額				155
中間(当期)未処分利益	1,080			1,474

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(金額単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益 剰余金 合計			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	8,800	1,474	12,999	86	26,672	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注1)						155	155		155	
別途積立金					700	700				
中間純利益						421	421		421	
自己株式の取得								5	5	
自己株式の処分								0	0	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計					700	434	265	4	261	
平成18年9月30日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	9,500	1,040	13,264	91	26,933	

(金額単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	4,333	2,201	6,535	33,207
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注1)				155
別途積立金				
中間純利益				421
自己株式の取得				5
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	573		573	573
中間会計期間中の変動額合計	573		573	312
平成18年9月30日残高	3,760	2,201	5,962	32,895

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注1) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～50年 動産 2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,564百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,128百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,004百万円であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>同左</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理することとしております。</p>
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は75百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5号平成17年12月 9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8号平成17年12月 9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は32,895百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第 1号平成14年 2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 2号平成14年 2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年 8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これにより税引前当期純利益は83百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。なお、当中間会計期間末における従来の「動産不動産」の合計に相当する金額は、9,409百万円であります。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>* 1 子会社の株式総額 10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>* 2 貸出金のうち、破綻先債権額は1,231百万円、延滞債権額は13,530百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「5.引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方法によった場合に比べ、破綻先債権額は1,741百万円、延滞債権額は823百万円減少しております。</p> <p>* 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は7百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,057百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>* 1 関係会社の株式総額 13百万円</p> <p>* 2 貸出金のうち、破綻先債権額は691百万円、延滞債権額は14,241百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>* 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,664百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>* 1 子会社の株式総額 10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>* 2 貸出金のうち、破綻先債権額は839百万円、延滞債権額は13,270百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 「重要な会計方針」の「6.引当金の計上基準」の「(1)貸倒引当金」に記載されている取立不能見込額の直接減額により、従来の方法によった場合に比べ、破綻先債権額は1,118百万円、延滞債権額は886百万円減少しております。</p> <p>* 3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>* 4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,182百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																								
<p>* 5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,827百万円です。</p> <p>なお、上記* 2から* 5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>* 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,728百万円です。</p> <p>* 7 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>5,039百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>8百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>2,868百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券7,882百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は110百万円です。</p>	預け金	1百万円	有価証券	5,039百万円	その他資産	8百万円	預金	2,868百万円	<p>* 5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,596百万円です。</p> <p>なお、上記* 2から* 5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>* 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,885百万円です。</p> <p>* 7 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,879百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>542百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券12,123百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は76百万円です。</p>	預け金	1百万円	有価証券	4,879百万円	その他資産	9百万円	預金	542百万円	<p>* 5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,292百万円です。</p> <p>なお、上記* 2から* 5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>* 6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,474百万円です。</p> <p>* 7 担保に供している資産は次のとおりです。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr> <td>預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,826百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>8百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr> <td>預金</td> <td>2,562百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券12,491百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は111百万円です。</p>	預け金	1百万円	有価証券	4,826百万円	その他資産	8百万円	預金	2,562百万円
預け金	1百万円																									
有価証券	5,039百万円																									
その他資産	8百万円																									
預金	2,868百万円																									
預け金	1百万円																									
有価証券	4,879百万円																									
その他資産	9百万円																									
預金	542百万円																									
預け金	1百万円																									
有価証券	4,826百万円																									
その他資産	8百万円																									
預金	2,562百万円																									

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>* 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,881百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が32,898百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>* 9 動産不動産の減価償却累計額 5,634百万円</p> <p>* 10 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>* 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,685百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が34,045百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>* 9 有形固定資産の減価償却累計額 5,783百万円</p> <p>* 10 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>* 8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,343百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が31,681百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>* 9 動産不動産の減価償却累計額 5,718百万円</p> <p>* 10 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>* 11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>* 11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>* 12 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 1百万円</p>	<p>* 11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,922百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)												
<p>* 1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>135百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3百万円</td> </tr> </table> <p>* 2 その他経常費用には、貸出金償却37百万円、貸倒引当金繰入額1,088百万円及び株式等償却11百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	135百万円	その他	3百万円	<p>* 1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>126百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>15百万円</td> </tr> </table> <p>* 2 その他経常費用には、貸出金償却40百万円、貸倒引当金繰入額536百万円及び株式等償却358百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	126百万円	その他	15百万円	<p>* 1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物・動産</td> <td>276百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>17百万円</td> </tr> </table> <p>* 2 その他経常費用には、貸出金償却31百万円、貸倒引当金繰入額2,154百万円及び株式等償却11百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	276百万円	その他	17百万円
建物・動産	135百万円													
その他	3百万円													
建物・動産	126百万円													
その他	15百万円													
建物・動産	276百万円													
その他	17百万円													

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																
<p>* 3 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="252 383 595 528"> <tr> <td>地域</td> <td>福岡県</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産3か所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>75百万円</td> </tr> </table> <p>営業店舗については、キャッシュ・イン・フローが同一地域において相互補完的であることから、営業政策上の各ブロックを資産のグルーピング単位とし、遊休資産や売却予定資産等については、各資産を他の資産又は資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。本部、事務センターや社宅等については、全社的な将来キャッシュ・フローの生成に寄与することから、共用資産としております。</p> <p>平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の遊休資産については再評価後の地価の下落により含み損を有しております。これらの遊休資産は、キャッシュ・フローを生み出さないことから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福岡県	主な用途	遊休資産3か所	種類	土地	減損損失	75百万円		<p>* 3 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" data-bbox="1121 383 1465 528"> <tr> <td>地域</td> <td>福岡県</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>遊休資産3か所</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>83百万円</td> </tr> </table> <p>営業店舗については、キャッシュ・イン・フローが同一地域において相互補完的であることから、営業政策上の各ブロックを資産のグルーピング単位とし、遊休資産や売却予定資産等については、各資産を他の資産又は資産グループから独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としております。本部、事務センターや社宅等については、全社的な将来キャッシュ・フローの生成に寄与することから、共用資産としております。</p> <p>平成10年3月31日に土地の再評価に関する法律に基づき事業用土地の再評価を行っておりますが、上記の遊休資産については再評価後の地価の下落により含み損を有しております。これらの遊休資産は、キャッシュ・フローを生み出さないことから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」等から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	地域	福岡県	主な用途	遊休資産3か所	種類	土地	減損損失	83百万円
地域	福岡県																	
主な用途	遊休資産3か所																	
種類	土地																	
減損損失	75百万円																	
地域	福岡県																	
主な用途	遊休資産3か所																	
種類	土地																	
減損損失	83百万円																	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	174	11	1	184	注
合計	174	11	1	184	

注 普通株式の自己株式の株式数の増加 11 千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の株式数の減少 1 千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

リース取引

リース取引については、E D I N E Tにより開示を行うため記載を省略しております。

有価証券(子会社株式及び関連会社株式関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)
該当ありません。

当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

前事業年度末(平成18年3月31日現在)
該当ありません。